

農業所得のための収支計算のしおり

農業所得は、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」により計算します。

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

収支計算をするには、出荷伝票や仕切書などの収入金額のわかる書類と、請求書や領収書などの支払金額のわかる書類の保存が必須です。請求書や領収書などを保管する場所を決めておくとう便利です。また、請求書や領収書の日付と金額は、それぞれ項目ごとに集計しやすいように帳簿やノートなどに記録（記帳）しておく、申告する時に役立ちます。

収入金額となるもの

項目	具体的な計算方法等
農産物の販売金額	農産物の種類ごとに1年間の販売金額（消費税、手数料などを含まず。）を合計します。
家事消費等	自家用（贈答用を含まず。）および事業用に消費した数量に、収穫時のいわゆる通常他に販売する価額を乗じて計算します。
雑収入	作業受託収入、補助金、共済金などについてそれぞれ区分ごとに計算します。

◎ 必要書類…JAの精算書、市場の仕切書、領収書の控え、振込のあった預金通帳など

必要経費となるもの

項目	具体的な内容	参考事項
雇人費	常雇、臨時雇人費などの労賃、賄費など	
小作料・賃借料	地主に支払う農地の借料、農業用建物、農機具の賃借料など	
減価償却費	農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費	耐用年数を経過したものは計上できません。
利子割引料	農業に係る借入金の支払利息	元金の返済額は必要経費になりません。
租税公課	農業用資産の固定資産税、自動車税、水利費など	所得税、住民税、国民健康保険税、国民年金掛金、加算税、罰金などは必要経費になりません。住宅用の固定資産税や農業用以外の車の自動車税などは必要経費になりません。
種苗費	種もみ、種子苗などの購入費用	
肥料費	肥料の購入費用	
農具費	取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の農具の購入費用	左記以外の農機具については減価償却の対象となります。
農薬衛生費	農薬の購入費用、共同防除費など	
諸材料費	ビニール、縄、針金などの購入費用	
修繕費	農機具、農業用車両、農業用建物などの修理に要した費用、車検代など	金額、性質によっては減価償却費に該当することがあります。
動力光熱費	農業に要した電気、水道などの料金、灯油、ガソリンなどの燃料費	家事に使った分や、レジャーでドライブに使った分などは含まれません。
作業用衣料費	作業衣、長靴などの購入費用	
農業共済掛金	水稲、農業用車両などに係る共済掛金	生命保険などは必要経費になりません。
荷造運賃手数料	出荷の際の梱包費用、運賃、市場などに支払う手数料	売上から差し引かれている場合には、経費に計上すると二重計上となりますので、ご注意ください。
土地改良費	土地改良事業の受益者負担金	10アール当たりの費用が1万円未満の場合は全額が必要経費になります。
雑費	上記以外の費用で農業に関連して支払う費用（農業の専門誌、事務用品代など）	

◎ 必要書類…領収書、請求書、通知書、引き落としのあった預金通帳など